移管資料目録

龍王神社文書県史編さん班移管資料

県立図書館移管資料和歌山県史
七

歌山県立文書館

和

図書館移管:	解題 :::	県立図書館移管資料	和歌山県史	目録 :::	解題	龍王神社文書	件名目録	目録 :::	一覧表	解題	県史編さん班移管資料	和歌山県下	凡例	
図書館移管番号・地域対照索引目録		移管資料	七			書					址移管資料	和歌山県下郡市町村区画図		総
照索引														
														目
														次
217 69	53		51	33	29		24	9	8	1				

凡 例

本目録は、収蔵史料目録の第四集『移管資料目録』である。

本目録には、県史編さん班移管資料(三七件)、龍王神社文書(もと県史編さん班保管二二七点)、和歌山県史七、県立図書館移管資料(約一九

○○点)をおさめた。

県立図書館移管資料には、すでに目録化されている「蜜柑方元締文書」「山裾織布場文書」「中尾家文書」(すべて『諸家史料目録1』)「岡家文

書」(『岡家文書目録』)、および「紀州家中系譜並に親類書書上げ」(別置)を除く資料を収録した。

目録は、資料群の出所ごとに個々の資料の内容を考慮して構成した。

目録は、 原則として資料ごとに資料番号・標題・年月日・作成者・宛名・形態を記載し、必要に応じて備考を付した。

資料番号は整理時に資料ごとに付した番号で、閲覧申請等はこの番号で行う。

標題は、原則として原題を採り、原題のみでは内容が類推できない場合については()を付して補足した。また、原題がない資料については、

内容にしたがって標題を付け〔 〕内に記した。

【 】は、編者が必要に応じ出所や家名等によって与えた総称で、次行以降に枝番で詳細目録を付けている。

年月日は、原則として資料が作成された年月日とし、推定した場合は())に記した。

資料の作成者・宛名が多数であり欄内に全員を記入できない場合は、原則として適当と思われる名前を記し、それ以外は「外〇名」とした。

虫損などにより判読できない文字がある場合、字数を確定できるものは字数分を□で表し、字数不明のものは□□とした。

資料の形態は次のとおり記した。

紙 一紙文書(継紙、折紙、切紙などを含む)

罫紙 近代以降の文書で、罫紙に書かれているもの

薄冊 近現代文書で諸書類を綴り込み一冊の帳面様にしたもの、原則として堅形

撗帳

横半帳

綴り ……… こより等により複数の文書が綴られたもの

図 …… 絵図、地図、図面等

そのほか、必要に応じて一括、封紙、巻物、封筒、葉書、名刺、写真などと記した。

備考については、特に憪を設けず標題欄中に※を付して記入した。

本目録においては、原則として漢字は常用漢字を使用し、かな文字についても変体がななどはひらがなに改めた。

本目録に収録した『移管資料』は、原則として当文書館においてマイクロフィルム等による閲覧・復写が可能である。しかし、人権やプライバ

料保存の観点から一部または全部が利用できない場合があることをおことわりしておく。

シーを保護するため、一部の資料について閲覧・利用の際に一定の条件を付す場合がある。また、虫損等による破損がいちじるしい資料は、資

本目録では、原本の記載にもとづいて職業・身分などに関する差別偏見を表現する用語をそのまま使用している場合もあるが、歴史的事実に基 づく客観的な研究をすすめるためであり、もとより不当な差別を容認するものではない。なお、地名の記載が不適切と思われる場合のみ表記に

間慮した。

和歌山県立図書館移管資料

ほかに西和佐村などの近代役場資料や、山林関係資料がある。はお甲番については、人権上の配慮から現在は閲覧制限を付している。におかれていた人々への差別の実体を知る上でも重要な史料である。本部の寄合への出席問題や本郷への人足遺方などについても書かれ、当時被差別身分出席問題や本郷への人足遺方などについても書かれ、当時被差別身分出席問題や本郷への人足遺方などについても書かれ、当時被差別身分出席問題や本郷への人足遺方などについても書かれ、当時被差別身分と別におかれていた人々への差別の実体を知る上でも重要な史料である。なお甲番については、人権上の配慮から現在は閲覧制限を付している。なお甲番については、人権上の配慮から現在は関係を関する。

③海草郡域 (海南市含む)

の保存講関係資料が一番多い。他に明治期の村役場資料も数点あるど土地や年貢に関するものがあるが、明治中期の南野上村大字次ケ谷a.海南市 三九点。近世のものは地詰帳・検地帳・免割帳な

料

d

美里町

二七点。9032番は明治前期の神社明細帳。

9

のである。 関係、「長谷毛原村文書」は明治大正期の村役場資料を中心としたも「猿川松ヶ峰村文書」は土免願ほか近世文書、「毛原下村文書」は氏神の39番は文化六・七年の下神野村大字野中十三神社関係文書である。

④ 那賀郡

a 旧那賀郡域 三点。うち近世の二点は、旧那賀郡域の複数

できない。明治期の一点は、旧那賀郡域全体にかかわる資料である。村名が記載されているが、出所が現行市町村のどこにあたるのか特定

b 打田町 七六点。山絵図五点は、田中と現桃山町大原とのである。
 むある。
 また9085-12番に記載されたドイッ人ハイトケンペーとに分けて掲載したが、家関係の中で村関係・家関係・寺の年行司関係とに分けて掲載したが、家関係の中で村関係・家関係・寺の年行司関係いた場所である。「東大井村堂本家文書」は、明治期を中心とした文山林境界関係のもので、ここは中世から境界をめぐり争論が起こって山林境界関係のもので、ここは中世から境界をめぐり争論が起こって山林境界関係のもので、ここは中世から境界をめぐり争論が起こって山林境界関係のもので、ここは中世から境界をめぐり争論が起こって山林境界関係のもので、ここは中世から境界をめぐり争論が起こっている。

c 那賀町 一一点。横谷村・麻生津村役場文書が中心。

三船明神宮神能に関するもののほか、近世末から近代初頭の村関係資は、他山町、一二点。打田町田中と大原の境界関係絵図や近世

文書も見える。 ・ 岩出町 二〇三点。「那賀郡中島村文書」は検地帳・名寄帳 ・ 岩出町 二〇三点。「那賀郡中島村文書」は検地帳・名寄帳 ・ 岩出町 二〇三点。「那賀郡中島村文書」は検地帳・名寄帳 ・ 岩出町 二〇三点。「那賀郡中島村文書」は検地帳・名寄帳

⑤伊都郡域 (橋本市含む)

で起こった山論決着取替絵図で、論所各村の役人が押印している。9a.橋本市 四点。9061番は慶賀野村と矢蔵脇など五ヶ村間

美里町 旧那賀郡域 打田町

	9039	9039	9039	9039	9039	1
9085	-15	-14	-9	-19	-10	9076
【東大井村堂本家文書】→以下詳細	那賀郡田中村所持奥山之図(写) ※彩色、破損あり	那賀郡田中村所持山林之図(写) ※彩色、破損あり	那賀郡田中庄山之絵図 朱引境目筋 ※二舗、彩色、破損劣化あり	(絵図) ※二舗、彩色字奥山安楽川村共有山ト田中庄持山ト境界標杭ヲ入レシ場所	那賀郡田中村大字奥山之図	検地畝高取調御達帳 控
<u>හි</u>	້າ	6 (近代)	ຶ່ນ	色 明治35年5月20日	明治 32 年	(近世)
				永栄重次郎一郎•上田亀楠•佐竹正策•一郎•上田亀楠•佐竹正策•共有山境界調査委員山田勝		外四名、外三名が上市大郎、惣代千田和前坂上市大郎、惣代千田和南中村庄屋□□政一郎、肝
	X	X	2 2	2 3	X	竪帳

	9255 -3	9074	9183
b 打田町	那賀郡山林原野村等原案 ※印刷物	無銭船渡十方施主過現名簿(紀ノ川につき)※表紙錦布、裏表紙欠	※表紙見返し書付「毎歳一ヶ寺ニ造用割 弐匁五分宛之定也」、那賀郡村名あり第一巻 本寺 東寺 毎歳 上京年 礼目録控
	(明治)	文化元年3月21日	(延享3年~寛政11 十七箇院中

本 竪

帳

竪 綴

竪 折

9131 -2 債権者調査表 ④那賀郡 ※罫紙、字別 大正3年10月16日 長谷毛原村助役

а

旧那賀郡域

	明治42年下半キ		引出し帳・東部終り水汲りノ部	9085 -39
大字東大井惣代	明治42年下半キ		大字協儀費本帳	9085 -22
堂本嘉市	明治42年后半キ		戸数割帳	9085 -30
堂本嘉一	明治42年下半キ		諸人夫控帳	9085 -21
堂本嘉市	明治42年下半キ		東部終水入費控帳	9085 -18
堂本嘉市	明治41年下半季		大字協議割立金受取帳	9085 -26
大字東大井	明治41年上半季		東部協議費控帳	9085 -25
大字東大井	明治41年上半季		東部諸人夫帳	9085 -20
水惣代	明治40年6月25日		大字東大井上半キ東部諸入費仕出帳	9085 -24
	明治21年下半季		明治廿一年下半季協議仕出帳	9085 -28
第三大区七ノ小区西大井村	明治5年		本新田畑申免割取立帳	9085 -17
西大井覚右衛門	カ) 申(近代、明治5年	※表紙に「済」とあり	人足之通	9085 -4
覚右衛門	明 治 4 年	※表紙に「済」とあり	人足之通	9085 -3
専五郎	明治4年2月		御役所人足之通	9085 -1 細

打田町

9085 -12 石綿掘人足控帳	9085 -16 米 通	9085 -65 大福帳 (全	9085 -63 大福()	9085 -2 通 (銀米出入帳	9085 -64 大福帳 (火	9085 -62 大福帳 (太	9085 -27 大字協儀費本帳	9085 -42 引 出 し 帳	9085 -41 引 出 帳	<u> </u> -	085 -29 天水割立帳	-29 -19	-29 -19 -23
		(金銭受取につき) ※大型	(金銭受取・米魚ほかにつき) ※大型	山入帳)	(米・魚・衣類・炭ほかにつき) ※大型	(衣類・米麦籾代ほかにつき)	女 本帳			PE	₹	・ (池・溝・石垣ほかにつき)	(池·溝)
明治18年旧6月13日	明治13年1月吉日	明治10年1月吉日	明治9年1月吉日	明治3年正月25日	明治2年正月吉祥日	文久4年正月吉日	明治45年上半季	明治44年上半キ	明治43年下半キ	明治43年上半季		明治43年上半キ	明治43 年上半キ
ドイツ人ハイトケンヘール	河内店」 (印)「〈達和歌山橋丁瀬大	大井油嘉 堂本嘉市郎	大井油嘉		大井油屋嘉市郎	油屋嘉市良	惣代堂本嘉市		堂本嘉市	堂本嘉市		東大井惣代	東大井惣代
横半帳	堂本吉之進帳帳	黄 帳	维 枢	嘉 兵衛 機 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	潢帳	横帳	横帳	横帳	横帳	-		横帳	横帳機

	明治36年 2月1日
※ 船 名	※船名別記載 明治3年
	明治31年旧正月元日
楽港・シカコ	※桑港・シカコ他行き 明治29年度
※五冊 — 經	※五冊一綴の五止 月2日 明治27年2月7日正
	明治27年1月
※五冊一	※五冊一綴の四 明治25年2月18日正
	明 治 25 年
※ 五 冊	※五冊一綴の三 月1日 31日正
※五冊	※五冊一綴の二 正月1日 明治24年度2月11日
※ 五 冊 一	※五冊 一綴の一 日陽2月19日 明治23年度陰正月1
セロテープ	※表紙にセロテープ貼付け 明治22年
支店事務取	※最終書付「神戸税関第一波止場内開通社支店事務取扱所」 明治19年8月吉日米国桑港工諸苗種類贈ル控

打田町

9085 -15	9085 -44	9085 -14	9085 -45	9085 -13	9085 -46	9085 -61	9085 -47	9085 -55	9085 -56	9085 -7	9085 -57	9085 -48	9085 -58
小作米取立帳	日雇控帳	小作米取立帳	日雇帳	小作米取立帳	日雇帳	小作米取立帳	日雇帳	小作米取立帳	小作米取立帳	青草買入帳	小作米取立帳	日雇控帳	小作米取立帳
									※表紙破損、一部劣化変色あり	※個人別			
明治 44 年度	明治44年2月1日	明治43年度	明治43年2月10日	明治 42 年度	明治42年旧正月~	明治41年度	明治41年2月吉祥	明治40年度	明治39年度	明治38年7月9日~	明治 37 年 1 月	明治37年1月	明治 36 年
堂本吉之進	堂本吉之進/(裏表紙) 北	堂本商会	堂本嘉市	北堂本	北堂本	堂本商会	北堂本	北堂本	北堂本	堂本	北堂本	北堂本	北堂本
横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	横帳	144 L5	横半帳	横帳	横帳	横帳

9085 -35	9085 -34	9085 -36	9085 -38	9085 -37	9085 -31-2	9085 -31-1	9085 -33	9085 -32	9085 -11	9085 -10	9085 -9	9085 -8	9085 -43
堂の講地勘定帳	堂ノ講地勘定帳	堂ノ講地勘定帳	堂ノ講地勘定帳	堂ノ講勘定帳	[地租他税金書上げ]	寺割帳	寺割差引勘定帳	卯ノ寺割帳	永民社掛金請取通	貫統講請取通	掛銭受取之通	賴母子掛銀受取通	日雇帳
					※-1に括り付け	※括り付け文書-2へ						※裏表紙書「打田村三之丞」	
明治36 年旧12 17日	明治35年旧12月17日	明治34年旧12月17日	明治32 年旧12 月7日	明治26年旧12月17日	(2月24日分他)	明治25年旧12 17日	明治 19 年 12 月	明 治 12 年	明治 7年10月	明治5年6月	明治5年2月	明治3年2月	(大正元年度)明治45年2月18日
年行司堂本秀之進	年行司堂本勝之助	年行司堂本謙一郎	年行司松山恒次郎	年行司堂本伝蔵		年行司堂本謙一郎	年行司堂本吉之進	年行司堂本吉之進	松本八右衛門本多字兵衛。長尾徳三郎・林平虎蔵・山田作蔵・長尾徳三郎・林名宗蔵・山田作蔵・長尾で三郎・根本の大田・大郎、親脇本多楠	宇田利兵衛)、は、京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京	迎土村親常右衛門、(本人) 報協物代井上覚右衛門、同報井上吉次	衛ののである。	堂本吉之進
									東大井村堂本嘉一郎	東大井村堂本嘉市郎	堂本嘉市郎	堂本嘉市郎	